

サッカーキャンププロモーション業務委託仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に発注する「サッカーキャンププロモーション業務」に適用する。

(業務名)

第2条 サッカーキャンププロモーション業務

(業務の目的と背景)

第3条 本市は、国内プロサッカーチームのキャンプ地となっている。サッカーキャンプをフックに本市の魅力を発信し、県内外から本市への誘客強化により市内周遊を図り、スポーツツーリズムを促進することを目的としてプロモーションを実施する。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和9年2月26日とする。なお、令和9年冬季キャンプは令和9年1月中旬から2月上旬頃に2チームの来訪を予定しており、本業務はキャンプの周知期間を確保するため令和8年11月下旬からの着手を想定する。ただし、チーム名及び日程は調整中のため、確定次第示すものとする。

(委託料の上限額)

第5条 本業務の委託料の上限額は、金3,399,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。この金額は、本業務の実施に係るすべての経費を含む。

(法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護市関連条例
- (3) その他関係法令等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたって、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：業務計画書
- (2) 完了時：成果品（業務完了報告書等）

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、提出しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第3条（業務の目的と背景）及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 本業務は、次の(1)～(6)をすべて実施するものとする。なお、本事業の目的をより効果的に達成するため、委託料の上限額の範囲内で実施可能な独自の企画、手法等がある場合は、積極的に提案すること。

(1) 企画立案

本事業の目的達成に向けた全体戦略を策定すること。本事業のターゲットは、①サッカーチームのサポーター、②サッカーファン、③スポーツ愛好家と仮定し、発信テーマ・制作方針・発信設計・検証方針を含む戦略を提案すること。

(2) SNS等を活用したキャンプの周知

サッカーキャンプそのものの認知を、県内外に広げるためのプロモーションを実施すること。乙は、(1)で仮定したターゲットに届けるため、SNS・各種広報媒体・インフルエンサー等の中から最も効果的な媒体・手法を選定し、その理由、インプレッション獲得の考え方・達成根拠を提案すること。なお、提案にあたっては、次の要件をすべて満たすこと。

【要件】

① 使用するSNSアカウント：投稿には本市の既存公式アカウントを用いないこととし、次の区分に応じ、使用するアカウントの取扱いを提案書に明記すること。なお、新規に開設したアカウントの事業終了後の取扱いは、本市と受託者が協議のうえ決定する。

ア 受託者自らがSNS投稿を行う場合：本事業用に新規アカウントを開設すること。

イ インフルエンサーを活用する場合：インフルエンサーが保有する既存アカウントの使用又は新規アカウントの開設のいずれによるかを提案すること。

② SNS等への投稿数：PR動画、リール、静止画（カルーセル投稿を含む。）等のコンテンツを制作し、1チーム当たり10本以上の投稿を計画的に行うこと。また、インプレッション数の目標値は合計で100万回以上とすること。なお、当該投稿には、(3)の周遊促進企画に関する投稿を含めることができる。

- ③ 名護市の「公式感」の担保：名護市の事業としての公式・信頼性が伝わる品質を確保すること。個人による投稿のような印象とならないよう、トーン&マナー、デザインガイドライン、制作・運用体制を提案書に明記すること。
- ④ 制作物は本市の今後のPRに二次利用できるよう、必要な権利処理を行うこと。

(3) 名護市内の周遊促進を図る企画

キャンプ期間中、来訪者の市内周遊を促進する企画を提案すること。乙は、次の方向性を踏まえた周遊促進企画を提案するとともに、その実施体制・スケジュール・安全面の考え方等を提案すること。

【企画提案の方向性】

- ① 動線づくり：キャンプ会場を起点に、市内の食・自然・観光スポットへ来訪者を送り出す動線を設計すること（周遊マップ、モデルコースの提示等）。
- ② 立ち寄りの仕掛け：キャンプ観戦者が市内店舗・観光施設に立ち寄りたくなる仕掛けを提案すること。
- ③ 発信との連動：(2)のSNS発信と連動させ、「発信を見た人が現地を周遊し、周遊した人がさらに発信する」相互の流れをつくること。

※上記は方向性を示す例示であり、具体的な手法は費用対効果を踏まえて提案すること。

(4) 効果測定・報告

乙は、業務実施にあたり次の内容を踏まえ効果測定し、報告すること。

- ① 各媒体や手法を用いた発信によるインプレッション数及び発信実績（投稿数・再生数・エンゲージメント等）を報告すること。
- ② (3)の周遊促進企画の効果を測る定量的な指標を、「市内立ち寄り箇所数」とし、その測定方法を提案したうえで、実績を報告すること。そのほか、本事業の実施にあたって効果的な指標があれば提案すること。

実施後は、上記①②の実績を分析して課題を抽出・整理したうえで、次年度以降の改善提案を行うこと。

(5) 実施体制の整備

本業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制（責任者・担当者、関係者との連絡調整フロー等）を整備すること。

(6) 打ち合わせ・協議

上記各号の実施内容・実施時期等は、甲乙十分に協議し、決定すること。

第3章 成果品

（納入成果品）

第13条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 本業務で制作したPR動画・リール、静止画等のコンテンツ一式（完成版データ及び編集用素材データ）

(納品方法)

第14条 令和9年2月26日までに、第13条(納入成果品)に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

(対象経費)

第15条 委託料の積算にあたっては、以下の項目を参考に積算すること。なお、金額は委託料の上限額の範囲内とすること。

I	人件費
①	直接人件費 ・ 事業責任者、運営補助員
II	事業費
①	コンテンツ制作費 ・ P R 動画、静止画等の企画、制作、編集費等
②	広告・発信費 ・ S N S 広告、媒体出稿、インフルエンサー起用等に係る費用等
③	周遊促進企画の運営費 ・ 企画、実施、運営、体験プログラム、安全対策等に係る費用等
④	効果測定・分析費 ・ K P I 計測、データ取得、分析、報告書作成等に係る費用等
⑤	その他経費 ・ 事業を行うために必要な経費のうち、他のいずれの区分にも属さないもの
⑥	事業費小計 (①～⑤の合計)
III	① 一般管理費 ・ 直接経費 (I 人件費 + II 事業費) の 10% 以内 ※直接経費には再委託費・外注費は含まない。
IV	① 小計 (I ① + II ⑥ + III ① の合計)
	② 消費税 (10%)
	③ 合計 (IV① + IV②)

(留意事項)

第16条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務により得られた成果物の著作権及び所有権は、本市に帰属するものとする。ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (3) 事業費は本事業のみで使用し、直接必要な最小限度の支出であること。また本事業以外に使用してはならない。
- (4) 来訪者等に配布するノベルティ、記念品、景品その他これに類する物品の購入に係る経費は対象外とする。

- (5) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (6) 受託者は、業務実施上知り得た事業者の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議すること。